

令和8年度
障害福祉サービス事業者等
集団指導講習会
(共通編) ④

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

説明する項目

- 1 虐待防止措置未実施減算について
- 2 身体拘束廃止未実施減算について
- 3 個別支援計画の作成について
- 4 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について**
- 5 業務継続計画未策定減算について

4 感染症（及び食中毒）の 予防及びまん延の防止に ついて

4 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について

令和6年度報酬改定時から、次の3つが義務化された。

- ①感染対策委員会の定期開催及び従業者への周知徹底
- ②感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための訓練・研修の定期的な実施

4 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について

サービス種類		求められる対応
者	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止
児	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設（医療型・福祉型）	
者	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助	感染症の予防及びまん延の防止
児	障害児相談支援	

4 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について

①感染対策委員会の定期開催及び従業者への周知徹底

事業所における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会のことを指し、テレビ電話装置等を活用することも可能。

感染対策委員会を定期的に実施し、その検討結果を従業者に対して周知徹底すること。

感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。

他の会議体と一体的に設置・運営することや、他の障害福祉サービス事業者等と連携して行うことも可能。

4 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について

①感染対策委員会の定期開催及び従業者への周知徹底

サービス種類		開催頻度
者	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）	おおむね3月に1回以上
児	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設（医療型・福祉型）	
者	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助	おおむね6月に1回以上
児	障害児相談支援	

4 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について

②感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針の整備

指針の整備にあたっては、以下の対策・対応を規定する必要

【平常時の対策】

- 事業所内の衛生管理

 - 環境の整備、排せつ物・血液・体液等の処理など

- 支援にかかる感染対策

 - 標準的な予防対策、手洗いの徹底、早期発見のためのチェック項目など

4 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について

②感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針の整備

指針の整備にあたっては、以下の対策・対応を規定する必要

【発生時の対応】

- 発生状況の把握
- 感染拡大の防止
- 医療機関・保健所等の関係機関との連携・報告

その他、発生時における事業所内の連絡体制や、関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく必要もある。

4 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について

③感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための訓練・研修の定期的な実施

【研修】

感染対策の基礎的な知識を普及・啓発するとともに、事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底、衛生的な支援について、理解を深めることが重要です。

4 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について

③感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための訓練・研修の定期的な実施

【訓練】

事業者が策定した「感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針」や研修の内容に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染対策をした上での支援の演習などを実施する。

机上を含め、実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせる。

4 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について

③感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための訓練・研修の定期的な実施

サービス種類		実施頻度
者	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）	1年に2回以上
児	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設（医療型・福祉型）	
者	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助	1年に1回以上
児	障害児相談支援	